

## 1. 教育公務員特例法の一部改正関係

### (1) 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の全国的整備

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針 【第二十二條の二(新旧P2)】 **新設**

文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。

指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 公立の小学校等の校長および教員の資質の向上に関する基本的な事項
- 二 指標の内容に関する事項
- 三 その他公立の小学校等の校長および教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

校長及び教員としての資質の向上に関する指標 【第二十二條の三(新旧P2)】 **新設**

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標(以下「指標」という。)を定めるものとする。

指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ協議会において協議するものとする。

教員研修計画 【第二十二條の四(新旧P3)】 **新設**

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画(以下「教員研修計画」という。)を定めるものとする。

教員研修計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 任命権者が実施する初任者研修、中堅教諭等資質向上研修その他の研修(以下「任命権者実施研修」という)に関する基本的な方針
- 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
- 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
- 四 研修を奨励するための方途に関する事項
- 五 上記に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項

協議会

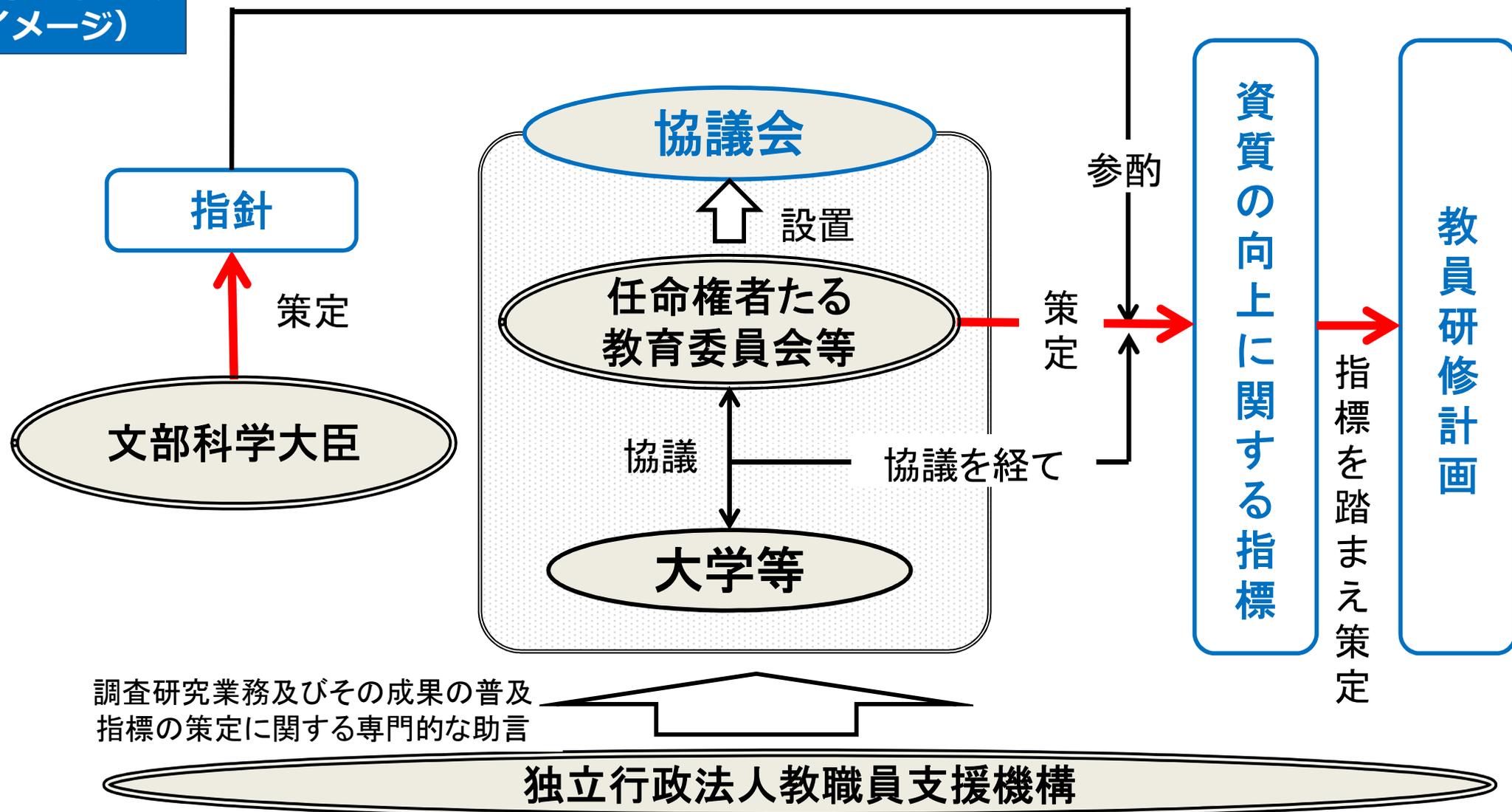
【第二十二條の五(新旧P4)】

新設

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織するものとするとともに、協議会は、指標を策定する任命権者及び公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に係る大学等をもって構成するものとする。

協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

新たなスキーム  
(イメージ)



# 教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

## （2）十年経験者研修の見直し

【第二十四条(新旧P5)】

条	旧	新
第24条	<p>（<b>十年経験者研修</b>） 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、<b>その在職期間が十年に達した後相当の期間内に、</b>個々の能力、適性等に応じて、<b>教諭等としての資質</b>の向上を図るために必要な事項に関する研修（<b>十年経験者研修</b>）を実施しなければならない。</p>	<p>（<b>中堅教諭等資質向上研修</b>） 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、<b>公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質</b>の向上を図るために必要な事項に関する研修（<b>中堅教諭等資質向上研修</b>）を実施しなければならない。</p>

# 教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

## 2. 教育職員免許法の一部改正関係

【第四条、第九条の三、別表第一～別表第四（新旧P9～11、P17～28）】

条	旧	新								
第4条 （特別免許状の種類）	小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、 <u>図画工作、家庭及び体育</u>	小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。 一 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、 <u>図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）</u>								
〔別表第一〕 （免許状取得に必要な科目区分と単位数）	（中学校教諭一種免許状の場合） <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>教科に関する科目</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>教職に関する科目</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>教科又は教職に関する科目</td> <td>8</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">【参考】                      教科に関する科目・・・大学レベルの学問的・専門的内容                      教職に関する科目・・・児童生徒への指導法等</p>	教科に関する科目	20	教職に関する科目	31	教科又は教職に関する科目	8	（中学校教諭一種免許状の場合） <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>教科及び教職に関する科目</td> <td>59</td> </tr> </table>	教科及び教職に関する科目	59
教科に関する科目	20									
教職に関する科目	31									
教科又は教職に関する科目	8									
教科及び教職に関する科目	59									
〔新設〕 （教員研修センターへの事務移管）	—	文部科学大臣は、独立行政法人教職員支援機構に、 ①免許状更新講習の認定 ②教員資格認定試験の実施 ③免許法認定講習等の認定 に関する事務を行わせるものとする。								

# 教育公務員特例法等の一部を改正する法律について（改正のポイント）

## 3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正関係 【第二条、第三条、第十条(新旧P29～31)】

条	旧	新
第2条	(名称) この法律に規定する独立行政法人の名称は、 <b>独立行政法人教員研修センター</b> とする。	(名称) この法律に規定する独立行政法人の名称は、 <b>独立行政法人教職員支援機構</b> とする。
第3条	<b>(センターの目的)</b> <b>独立行政法人教員研修センター</b> は、校長、教員その他の学校教育関係職員に <b>対する研修等</b> を行うことにより、 <b>その資質</b> の向上を図ることを目的とする。	<b>(機構の目的)</b> <b>独立行政法人教職員支援機構</b> は、校長、教員その他の学校教育関係職員に <b>対し、研修の実施、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及その他の支援</b> を行うことにより、 <b>これらの者の資質</b> の向上を図ることを目的とする。
第10条	(業務の範囲) センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。 二 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。	(業務の範囲) 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。 二 <b>校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する専門的な助言</b> を行うこと。 三 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。 四 <b>学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。</b> 五 <b>教育職員免許法の規定による教員免許更新講習及び教育職員免許法認定講習に関する事務</b> を行うこと。 六 <b>教育職員免許法に規定する教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る)の実施に関する事務</b> を行うこと。 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

## 4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日もしくは平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)